

平成25年度第2回 岡山県男女共同参画審議会 次第

日時：平成25年12月20日(金)
13:30～15:30

場所：ウィズセンター会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 「第3次おかやまウィズプラン」の数値目標等の見直しについて

(2) その他

3 閉 会

第3次おかやまウィズプランの数値目標等の見直しについて(案)

第3次おかやまウィズプランの計画期間（平成23～27年度）の中間年において、数値目標を掲げた多くの項目で目標値に到達していることから、数値目標等について、次により見直しを行う。

記

I 見直し状況

〔見直し前〕 34項目	→	・ 目標値を引き上げる項目数	9	→	〔見直し後〕 30項目
		・ 内容を見直す項目数	2		
		・ 廃止する項目数	7		
		・ 新たに追加する項目数	3		

II 数値目標等の見直しの考え方

次の項目に沿って、見直しを行う。

- 1 目標値に到達し、さらに目標値を引き上げるもの
- 2 目標値に到達したが、引き続き目標値を維持するもの
- 3 男女共同参画施策の効果的な推進及び男女共同参画との関連をより分かりやすくするため、項目内容の見直しをするもの
- 4 男女共同参画との関連をより分かりやすくすることが困難であるため、項目そのものを廃止するもの
- 5 目標値に到達するなど、項目に係る目的を達成し完了したため廃止するもの
- 6 新たに追加するもの

III 見直し後の内容

IIの見直しの考え方により、次のとおり見直す。

1 目標値に到達し、さらに目標値を引き上げるもの

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	現行の目標値	見直し後の目標値
I	4	公立高等学校（全日制）におけるインターンシップ参加生徒数	4,789人（H24）	4,500人（H27）	5,000人（H27）
	5	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	82校（H24）	50校（H27）	90校（H27）
II	8	管理職における女性比率（一般職公務員／課長級以上）	11.1%（H24.4）	10%（H27）	13%（H27）
	12	復職した女性医師数	48人（H22～24累計）	30人（H22～25累計）	100人（H22～27累計）
III	15	DV防止基本計画策定市町村数	15市町村（H25.4）	10市町村（H27）	23市町村（H27）
	18	地域包括支援センターの専門職員数	362人（H24）	353人（H27）	384人（H27）
IV	21	男性の育児休業取得率	4.3%（H24）	2.5%（H27）	5.7%（H27）
	24	おかやま地域子育て支援拠点数	164か所（H24）	110か所（H27）	180か所（H27）
	25	「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業数	512件（H24）	500件（H27）	630件（H27）

※ 下線は項目名見直しによる追加部分

2 目標値に到達したが、引き続き目標値を維持するもの

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
V	31	農業委員の女性比率（選任委員）	20.6%（H24）	20%（H27）

3 男女共同参画施策の効果的な推進及び男女共同参画との関連をより分かりやすくするため、項目内容の見直しをするもの

(見直し後の目標)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
Ⅲ	—	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	45.6% (H24)	63.1% (H27)

(現行の目標)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
Ⅲ	14	配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数	11,107人 (H13～24累計)	9,400人 (H13～27累計)

(見直し後の目標)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
V	—	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	98法人 (H24)	109法人 (H27)

(現行の目標)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
V	34	NPO法人の認証数	690法人 (H24)	690法人 (H27)

4 男女共同参画との関連をより分かりやすくすることが困難であるため、項目そのものを廃止するもの

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
I	2	UD体験ワークショップに参加した人数	320人 (H16～24累計)	446人 (H16～27累計)
Ⅲ	19	バリアフリー法認定建築物数	169件 (H7～24累計)	218件 (H7～27累計)
V	26	ふるさとづくりももたろう塾卒塾生数	515人 (H9～24累計)	620人 (H9～27累計)
	27	岡山県地球温暖化防止活動推進員数	92人 (H24.4)	100人 (H27)
	33	地域共生サポーター数	224人 (H25.4)	280人 (H27)

5 目標値に到達するなど、項目に係る目的を達成し完了したため廃止するもの

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
I	3	市町村の男女共同参画計画の策定率	100.0% (H25.4)	100% (H27)
IV	22	延長保育を実施する保育所数	302か所 (H24)	321か所 (H27)

6 新たに追加するもの

基本目標	項目番号	数値目標の項目	平成24年度実績	目標値
I	—	男女が平等に活躍できる地域に関する満足度	24.6% (H24)	27.6% (H27)
IV	—	病児・病後児保育を実施する箇所数	32か所 (H24)	55か所 (H27)
V	—	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	50% (H24)	53.7% (H27)

第3次おかやまウイズプランの数値目標

旧(見直し前)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	計画策定時	平成24年度実績	目標値	その他	
I 男女共同 参画社会 づくり に向けた 意識の 改革	1	ウイズセンター実施事業の参加者数	24,886人 (H21)	29,712人 (H24)	毎年度4万人以上		
	× 2	UD体験ワークショップに参加した人数	206人 (H16～21累計)	320人 (H16～24累計)	446人 (H16～27累計)		
	× 3	市町村の男女共同参画計画の策定率	81.5% (H22.4)	100.0% (H25.4)	100% (H27)	●	
	☆ 4	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	4,026人 (H21)	4,789人 (H24)	4,500人 (H27)	●	
	☆ 5	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校 (H21)	82校 (H24)	50校 (H27)	●	
	6	ウイズセンター実施事業の参加者数における男性比率	19.9% (H21)	23.1% (H24)	25% (H27)		
II あらゆる 分野への 男女共同 参画の 推進	7	県の審議会等委員の女性比率	37.4% (H22.4)	37.9% (H25.4)	46% (H27)		
	☆ 8	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	8.3% (H22.4)	11.1% (H24.4)	10% (H27)	●	
	9	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	23.6% (H22.4)	23.5% (H24.5)	25% (H27)		
	10	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	14.9% (H21.12)	18.2% (H24.10)	27% (H27)		
	11	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	363人 (H14～21累計)	459人 (H14～24累計)	570人 (14～27累計)		
	☆ 12	復職した女性医師数	一人 (H21)	48人 (H22～24累計)	30人 (H22～25累計)	●	
	13	女性消防団員数	423人 (H22.4)	534人 (H25.4)	600人 (H27)		
III 男女の人 権が尊重 される 社会の 構築	☆ 14	配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数	3,975人 (H13～21累計)	11,107人 (H13～24累計)	9,400人 (H13～27累計)	●	
	☆ 15	DV防止基本計画策定市町村数	2市町村 (H22.4)	15市町村 (H25.4)	10市町村 (H27)	●	
	16	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	88.4% (H21)	97.3% (H24)	100% (H27)	
			(中学校)	81.8% (H21)	90.2% (H24)	100% (H27)	
			(高校)	76.6% (H21)	88.0% (H24)	100% (H27)	
	17	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	15.1% (H20)	18.1% (H23)	30% (H27)	
			(子宮頸がん)	21.5% (H20)	24.9% (H23)	30% (H27)	
	☆ 18	地域包括支援センターの専門職員数	317人 (H21)	362人 (H24)	353人 (H27)	●	
× 19	バリアフリー法認定建築物数	158件 (H7～21累計)	169件 (H7～24累計)	218件 (H7～27累計)			
IV 仕事と 生活の 調和 (ワーク ・ライフ ・ バランス) の 実現	20	女性の育児休業取得率	85.3% (H21)	85.6% (H24)	90% (H27)		
	☆ 21	男性の育児休業取得率	0.7% (H21)	4.3% (H24)	2.5% (H27)	●	
	× 22	延長保育を実施する保育所数	296か所 (H21)	302か所 (H24)	321か所 (H27)		
	23	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村 (H21)	15市町村 (H24)	16市町村 (H27)		
	☆ 24	地域子育て支援拠点数	95か所 (H21)	164か所 (H24)	110か所 (H27)	●	
	☆ 25	「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業数	176件 (H21)	512件 (H24)	500件 (H27)	●	
V 男女が 共に 支える 活力あ ふれる 地域 社会 づくり	× 26	ふるさとづくりももたろう塾卒業生数	422人 (H9～21累計)	515人 (H9～24累計)	620人 (H9～27累計)		
	× 27	岡山県地球温暖化防止活動推進員数	85人 (H22.4)	92人 (H24.4)	100人 (H27)		
	28	ウイズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率	29.5% (H21)	40.7% (H24)	70% (H27)		
	29	農家における家族経営協定締結戸数	380戸 (H21)	468戸 (H24)	490戸 (H27)		
	30	認定農業者の女性比率	8.4% (H21)	9.5% (H24)	10% (H27)		
	☆ 31	農業委員の女性比率(選任委員)	2.3% (H21)	20.6% (H24)	20% (H27)	●	
	32	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	4.0% (H22.4)	6.1% (H25.4)	10% (H27)		
	× 33	地域共生サポーター数	121人 (H22.4)	224人 (H25.4)	280人 (H27)		
	☆ 34	NPO法人の認証数	537法人 (H21)	690法人 (H24)	690法人 (H27)	●	

※その他欄の●は、実績が目標値に到達している項目

※☆は、見直した数値目標の項目、×は、廃止した数値目標の項目

第3次おかやまウィズプランの数値目標(案)

新(見直し後)

基本目標	項目番号	数値目標の項目	計画策定(改訂)時	平成24年度実績	目標値	
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1	ウィズセンター実施事業の参加者数	24,886人(H21)	29,712人(H24)	毎年度4万人以上	
	☆2	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	4,026人(H21)	4,789人(H24)	5,000人(H27)	
	☆3	職場体験活動を4~5日実施する公立中学校の数	21校(H21)	82校(H24)	90校(H27)	
	4	ウィズセンター実施事業の参加者数における男性比率	19.9%(H21)	23.1%(H24)	25%(H27)	
	★5	男女が平等に活躍できる地域に関する満足度	23.6%(H25)	24.6%(H24)	27.6%(H27)	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	6	県の審議会等委員の女性比率	37.4%(H22.4)	37.9%(H25.4)	46%(H27)	
	☆7	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	8.3%(H22.4)	11.1%(H24.4)	13%(H27)	
	8	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	23.6%(H22.4)	23.5%(H24.5)	25%(H27)	
	9	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	14.9%(H21.12)	18.2%(H24.10)	27%(H27)	
	10	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	363人(H14~21累計)	459人(H14~24累計)	570人(14~27累計)	
	☆11	復職した女性医師数	一人(H21)	48人(H22~24累計)	100人(H22~27累計)	
	12	女性消防団員数	423人(H22.4)	534人(H25.4)	600人(H27)	
III 男女の権利が尊重される社会の構築	☆13	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	45.6%(H24)	45.6%(H24)	63.1%(H27)	
	☆14	DV防止基本計画策定市町村数	2市町村(H22.4)	15市町村(H25.4)	23市町村(H27)	
	15	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	88.4%(H21)	97.3%(H24)	100%(H27)
			(中学校)	81.8%(H21)	90.2%(H24)	100%(H27)
			(高校)	76.6%(H21)	88.0%(H24)	100%(H27)
	16	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	15.1%(H20)	18.1%(H23)	30%(H27)
			(子宮頸がん)	21.5%(H20)	24.9%(H23)	30%(H27)
☆17	地域包括支援センターの専門職員数	317人(H21)	362人(H24)	384人(H27)		
IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	18	女性の育児休業取得率	85.3%(H21)	85.6%(H24)	90%(H27)	
	☆19	男性の育児休業取得率	0.7%(H21)	4.3%(H24)	5.7%(H27)	
	20	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村(H21)	15市町村(H24)	16市町村(H27)	
	☆21	おかやま地域子育て支援拠点数	95か所(H21)	164か所(H24)	180か所(H27)	
	☆22	「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業数	176件(H21)	512件(H24)	630件(H27)	
	★23	病児・病後児保育を実施する箇所数	32か所(H24)	32か所(H24)	55か所(H27)	
V 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくり	24	ウィズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率	29.5%(H21)	40.7%(H24)	70%(H27)	
	25	農家における家族経営協定締結戸数	380戸(H21)	468戸(H24)	490戸(H27)	
	26	認定農業者の女性比率	8.4%(H21)	9.5%(H24)	10%(H27)	
	☆27	農業委員の女性比率(選任委員)	2.3%(H21)	20.6%(H24)	20%(H27)	
	28	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	4.0%(H22.4)	6.1%(H25.4)	10%(H27)	
	☆29	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	98法人(H24)	98法人(H24)	109法人(H27)	
	★30	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	50%(H24)	50%(H24)	53.7%(H27)	

※☆は、見直した数値目標の項目、★は、新規追加した数値目標の項目

第3次おこやまウイズプランの数値目標

(新旧対照)

基本目標	数値目標の項目(旧)		見直し状況	数値目標の項目(新)(案)			
I 男女共同 参画社会 づくり に向けた意 識の改革	1	ウイズセンター実施事業の参加者数	→	1	ウイズセンター実施事業の参加者数		
	2	UD体験ワークショップに参加した人数		項目廃止	2	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	
	3	市町村の男女共同参画計画の策定率		項目廃止	3	職場体験活動を4~5日実施する公立中学校の数	
	4	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数		目標値引上げ	4	ウイズセンター実施事業の参加者数における男性比率	
	5	職場体験活動を4~5日実施する公立中学校の数		目標値引上げ	5	男女が平等に活躍できる地域に関する満足度	
	6	ウイズセンター実施事業の参加者数における男性比率					
II あらゆる 分野への 男女共同 参画の推 進	7	県の審議会等委員の女性比率	→	6	県の審議会等委員の女性比率		
	8	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)		目標値引上げ	7	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	
	9	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)			8	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	
	10	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)			9	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	
	11	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数			10	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	
	12	復職した女性医師数		目標値引上げ	11	復職した女性医師数	
	13	女性消防団員数			12	女性消防団員数	
III 男女の人 権が尊重 される社 会の構築	14	配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数	→	13	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施		
	15	DV防止基本計画策定市町村数	目標値引上げ	14	DV防止基本計画策定市町村数		
	16	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	→	15	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	
			(中学校)				(中学校)
			(高校)				(高校)
	17	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	→	16	女性のがん検診の受診率	
			(子宮頸がん)				(子宮頸がん)
18	地域包括支援センターの専門職員数	目標値引上げ	17	地域包括支援センターの専門職員数			
19	バリアフリー法認定建築物数	項目廃止					
IV 仕事と生 活の調和 (ワー ク・ライ フ・バラ ンス)の 実現	20	女性の育児休業取得率	→	18	女性の育児休業取得率		
	21	男性の育児休業取得率		目標値引上げ	19	男性の育児休業取得率	
	22	延長保育を実施する保育所数		項目廃止	20	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	
	23	ファミリー・サポート・センター設置市町村数			21	おこやま地域子育て支援拠点数	
	24	地域子育て支援拠点数		目標値引上げ	22	「おこやま子育て応援宣言企業」登録企業数	
	25	「おこやま子育て応援宣言企業」登録企業数		目標値引上げ	23	病児・病後児保育を実施する箇所数	
V 男女が共 に支える 活力あふ れる地域 社会づく り	26	ふるさとづくりもたろう塾卒塾生数	→	24	ウイズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率		
	27	岡山県地球温暖化防止活動推進員数		項目廃止	25	農家における家族経営協定締結戸数	
	28	ウイズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率			26	認定農業者の女性比率	
	29	農家における家族経営協定締結戸数			27	農業委員の女性比率(選任委員)	
	30	認定農業者の女性比率			28	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	
	31	農業委員の女性比率(選任委員)		目標値維持	29	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	
	32	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率			30	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	
	33	地域共生サポーター数		項目廃止			
	34	NPO法人の認証数		項目差替え			

「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の改正について(案)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)の改正に伴い、次のとおり「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」(以下「県条例」という。)を改正しようとするもの。

記

1 現状等について

(1) 法の適用対象の拡大

「DV防止法」では、配偶者からの暴力の特殊性に着目して、法の適用対象を「配偶者(事実婚及び元配偶者を含む。)」に限定していたが、改正により、「生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでないものを除く。)」からの暴力及びその被害者について、適用対象が拡大された。(平成26年1月3日施行)

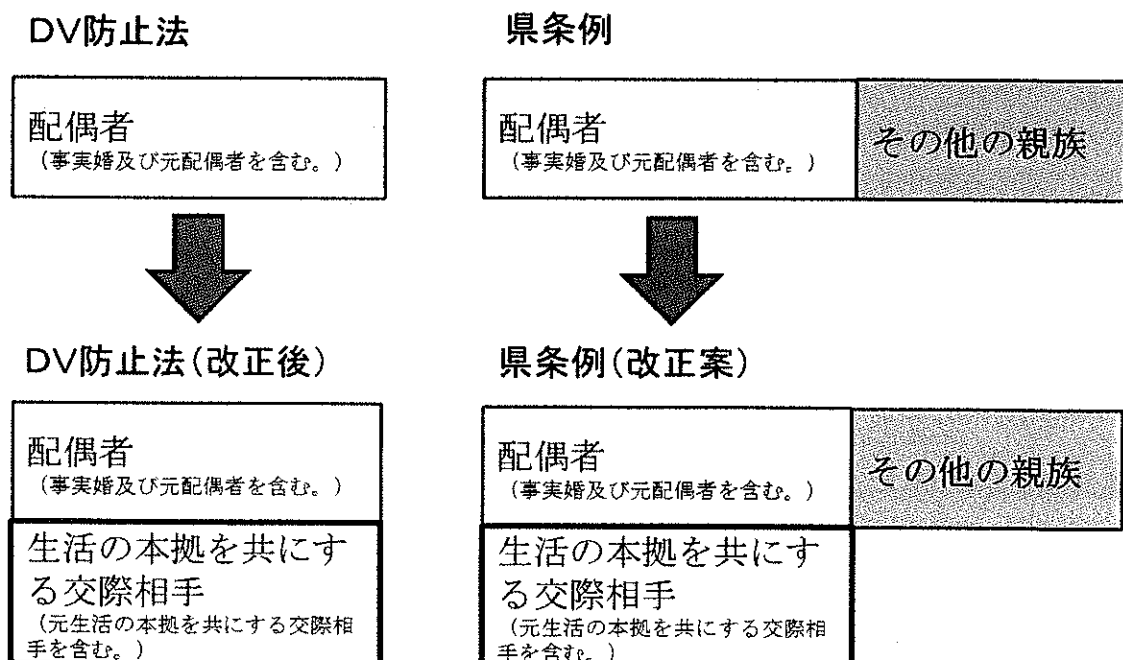
(2) 県条例の状況

県条例では、「DV防止法」の適用対象である「配偶者」のみならず、親族関係も適用対象とし、暴力の被害者保護に取り組んでいる。

2 県条例の改正について

「DV防止法」の改正に伴い、拡大された適用対象の「生活の本拠を共にする交際相手」を、県条例の適用対象とすることが適当と考えている。

○ DV防止法及び県条例の適用対象範囲



◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 (抜粋)

[平成 26 年 1 月 3 日施行]

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。 ～以下省略～

◆ 「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」 (抜粋)

(阻害行為の禁止等)

第 22 条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (2) 家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(被害者の保護等)

第 23 条 県は、前条第 1 項第 1 号に掲げる行為により生活の環境を害され、又は不利益を受けた旨の申出があった場合において、当該申出者からの相談に応じることその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前条第 1 項第 2 号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

3 前項の規定により被害者が一時的に入所し、又は滞在するための施設として知事が別に定める施設の管理者及びその職員は、当該被害者等からの申立てにより、前条第 1 項第 2 号に掲げる行為が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第 1 項第 2 号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。